**くらしの情報**

２暮らし　　　５健康

３募集　　　　６福祉

４催し・講座

**今月の取り組み**

■第63回水道週間（6月1日～7日） スローガン「生活も ウイルス予防も 蛇口から」

■土砂災害防止月間（6月1日～30日）

■男女共同参画週間（6月23日～29日）　キャッチフレーズ「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。」

※期間中は、図書館（来楽里ホール）に特集コーナーを設置し、関連本や資料を展示します。

**2 り災証明書の申請受付は6月30日までです**

　2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震、および3月20日、5月1日に発生した宮城県沖を震源とする地震により、家屋に被害を受けた人のり災証明書の申請受付は、6月30日㈬で終了します。

　証明書の再発行については、申請受付終了後も、税務課で受け付けします。

問い合わせ 税務課家屋担当 電話23-2148

**2　災害援護資金の貸付申請期限を延長します**

　東日本大震災により負傷または住居に損害を受けた人に対して貸し付ける災害援護資金の申請期限が、1年間延長されました。貸し付けには条件がありますので、詳しくは問い合わせください。

申請期限　令和4年3月31日㈭

問い合わせ　社会福祉課地域福祉担当 電話23-6012

　 　　　　 各総合支所市民福祉課

**2　埋蔵文化財での工事は届け出が必要です**

　埋蔵文化財は貴重な文化遺産です。自己所有地であっても、工事などの前には文化財保護法に基づく届け出が必要になります。遺跡範囲・手続きについての詳細は文化財課に問い合わせください。

問い合わせ　文化財課調査担当 電話72-5036

**2　土砂災害警戒区域を確認しましょう**

　これから梅雨の時期は土砂災害が発生しやすく、集中豪雨や長雨に注意が必要です。気象庁の注意報・警報・土砂災害警戒情報や前兆現象に注意し、いつもと違うと感じた際には、早急に避難するようにしましょう。

　渓流や斜面など土砂災害の被害を受ける恐れがある地域は、県から土砂災害警戒区域に指定されています。

　現在、市内の554カ所が同区域に指定され、下記のウェブサイトで確認することができます。

問い合わせ　防災安全課危機防災担当　電話23-5144

　　　　　 建設課道路維持担当　電話23-8015

**2　国民健康保険医療費通知を発送します**

　国民健康保険の加入世帯ごとに、受診月、受診者名、日数、医療費総額・自己負担額などを記載して、世帯主へはがきで通知しています。

　今年度は年5回（5月、8月、11月、1月、3月）発送します。医療費を通知することで、適正な保険診療の促進や医療費の適正化を目的としています。

※確定申告時に医療費控除の添付書類として医療費通知が使用できますが、再発行はできませんので、大切に保管してください。

問い合わせ　保険給付課国民健康保険担当　電話23-6051

**2　下水道排水設備が詰まったときの対処方法**

下水道排水設備が詰まり、トイレやお風呂の水が流れにくいときには、公共ますのふたを開けて、水が溜まっていないかを確認してください。

　公共ますに水が溜まっている場合は下水道施設課へ連絡してください。水が溜まっていない場合は、使用者が市排水設備指定工事店へ修理を依頼してください。（費用は自己負担）

※下水道本管から公共ますまでは、市が管理し、公共ますから排水口までは、使用者が管理します。

※古川地域の管理区分は、道路と宅地の境界となります。

※市排水設備指定工事店は市ウェブサイトで確認してください。

問い合わせ　下水道施設課維持管理担当 電話25-5210

**2　給水管布設工事資金融資あっせん制度を実施しています**

　市内の給水区域内で給水管の新設や布設替工事を行う人に、資金の融資あっせんと利子補給を行います。

　融資は50万円を限度とし、市内に本店または支店がある金融機関で受けられます。償還の方法は60カ月以内の毎月元金均等償還とし、繰り上げ償還も可能です。

対象経費　住宅への給水管布設工事に要する経費のうち、配水管から給水メーターまでの工事に要する経費

対象者　次の要件をすべて満たす人❶市内に住所を有する人❷融資のあっせんを受ける資金の償還について支払い能力を有する人❸市税および水道料金の滞納がない人❹県内に居住する弁済能力のある連帯保証人を有する人

申請　経営管理課に問い合わせください

※融資申し込みは、金融機関で行ってください。

問い合わせ　 経営管理課給排水担当 電話24-1112

**2　クールビズを実施しています**

　地球温暖化対策として、市では9月30日㈭まで夏の軽装勤務（クールビズ）などの庁内の省エネルギー対策を実施しています。

対象施設　市役所職員が常に事務従事する施設

取組内容　❶室温28℃設定（冷房の使用期間は7月から9 月まで）❷軽装勤務（ノーネクタイ・ノー上着・ポロシャツなどの着用）❸ブラインドの活用やツル性の植物でグリーンカーテンを活用し、直射日光を遮断

問い合わせ 　環境保全課環境保全担当　電話23-6074

**2　使い切ったカセットボンベ・スプレー缶は不燃ごみへ捨てましょう**

中身が残ったカセットボンベ・スプレー缶を捨てると、収集車両の火災や処理施設での事故が発生する恐れがあります。ごみ出しルールの徹底に協力をお願いします。

カセットボンベ・スプレー缶の捨て方

❶中身を使い切ってから、ガス抜きキャップなどを使い、中のガスを出し切る。❷市販されている専用の穴開け器具を使用し、安全に十分注意して穴開けを行う。

※火の気のない、風通しのよい屋外で、顔から離して行ってください。

問い合わせ 環境保全課生活環境担当 電話23-6074

**2　就職決定に向けての総合相談窓口**

　就職や仕事に関わる悩みを一緒に考えてみませんか。

日時　月～金曜日　10時～18時

場所　みやぎ北若者サポートステーション（古川駅東三丁目1-21-201）

対象　15歳～49歳までの無職の人、またはその家族

申込　事前に電話で予約してください。

問い合わせ　 みやぎ北若者サポートステーション　電話21-7022

**2　労働相談窓口**

　県では、賃金や勤務労働時間などの労働条件、退職や解雇など労働に関するさまざまな問題に対応する労働相談窓口を設置しています。

日時　月～金曜日　8時30分～17時

15分（祝日、年末年始を除く）

問い合わせ 県労働相談窓口専用ダイヤル　電話022-214-1450

**2　中小企業退職共済制度**

　中小企業退職共済は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の制度です。

　企業の魅力づくり、仕事への意欲づくりに中小企業退職共済制度に加入しませんか。

制度の特色　❶掛け金の一部を国が助成（一部対象外あり）❷掛け金は全額非課税で手数料なし❸社外積み立て型で管理が簡単❹従業員ごとの納付状況や退職金資産額を事業主にお知らせ❺家族従業員やパートタイマーも加入可能❻他の退職金・企業年金制度との間で積み立て資産を持ち運びすることが可能

対象　条件を満たす中小企業

※詳しくはウェブサイトで確認してください。

問い合わせ　独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部 電話03-6907-1234

**2　「宝の都（くに）・大崎」プレミアム商品券を販売します**

市では、「宝の都（くに）・大崎」プレミアム商品券実行委員会と協力し、市内の飲食店、小売店、サービス業などで利用できる、3割り増しの商品券を7月に発行します。

　詳しい内容は、今月号の広報おおさき折り込みチラシを確認してください。

問い合わせ　「宝の都（くに）・大崎」プレミアム商品券実行委員会 　電話24-0055